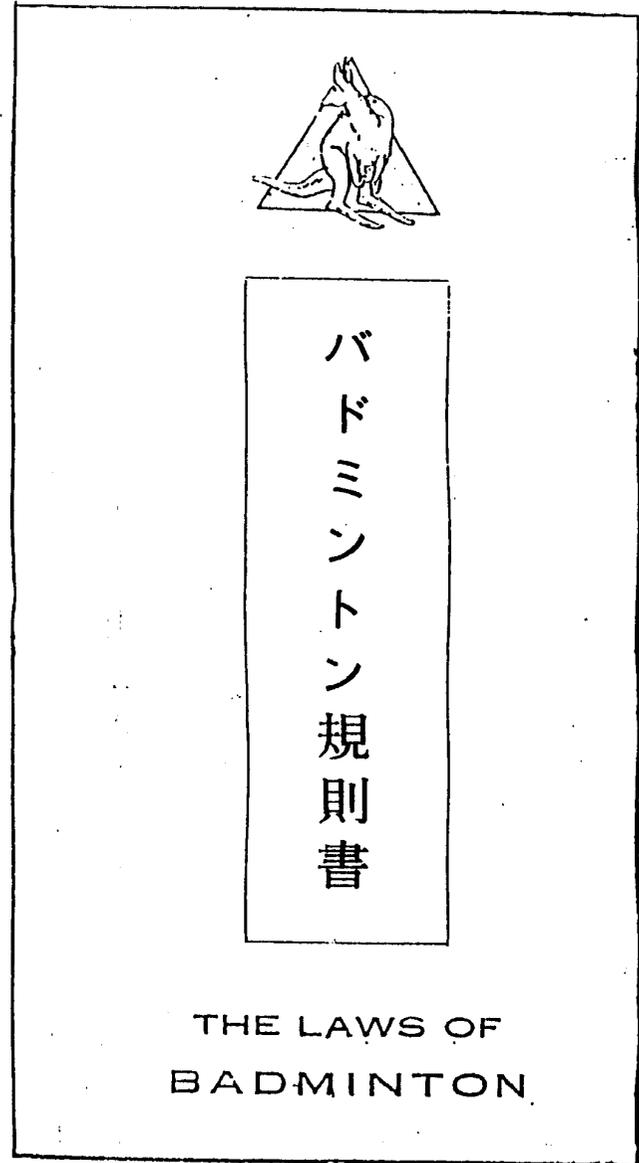


昭和九年三月八日印刷、十日発行 ナルトスポーツ バドミントン規則書 復・復刻版

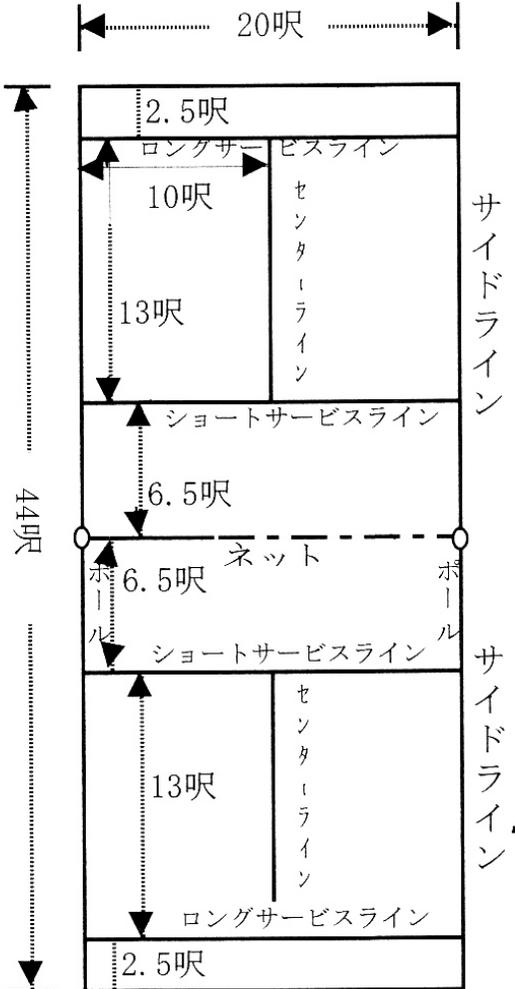


# バドミントン規則

## ダブルスゲーム

コート

第一條 （じょう） コートは左 （た） の如く規定す。注 一呎 （ふいと） = 十二吋 （いんち）、一吋 = 2.54cm



第二條 ラインの中は一寸乃至一寸半にして白線又は黒線を以てす。

第三條 ポールは高さ五呎一寸ネットを保つだけの力を有する事。

第四條 ネットは四分の三呎乃至一呎角の網目と為しシナヤカなる紐を以て作られ兩側のポールの位置に従ひて長さ二〇呎乃至二四呎巾二呎半たる事、ネットの高さは中心に於て五呎ポールに於て五呎一寸にして巾三吋の白き帯（二重）を以て縁を付け其の中に紐を通し之をポールにかけて強く張る。

第五條 シヤツトルコック 鳥球（

屋外用鳥球は重さ「二匁八分」乃至「二匁一分」にして直径一寸乃至一寸半のコルクにゴムを覆い一六枚の羽毛を附したるものとす、羽毛は長さ各「二吋半」「二吋六五」にして上部に於て巾「二吋七五」の程度に拡がりコルクより約一寸の個所にて紐を以て堅く結ぶ屋内用目方二匁二分乃至一匁三分とし一寸乃至一寸半のコルクに皮を覆ひたるものとす、其他屋外用と同じ。注 一匁＝3.75g）

## 審判

第六條 審判者は對抗試合の場合は双方のキャプテン合義の上、大會にありては其の委員之を定む。

第七條 審判者はプレーヤー以外の第三者たるべし、審判者はライン・キーパーを命ずることを得。

第八條 正審は本規則により競技の進行を掌る。

第九條 シヤツトルコックのイン又はアウトはラインを見倣してその落下點を以て判定すべし、サーヴィスの場合又然り。

## ゲーム

第十條 プレーヤーは二人を以て一組とす。

第十一條 プレーヤーは互にネットに対し反対側に立つべし、ゲームに際し最初に鳥球を打ち出す側をサーヴァーと稱し他をレシーヴァーと稱す。

第十二條 ゲーム開始に當りサイドまたはサーヴィスもしくはレシーブの選擇はトツスによりて之を定む、トツスの勝者サーヴィスもしくはレシーブを選擇する時は他者はサイドを選擇する勝者サイドを選擇する時は他者サーヴィス又はレシーブを選擇すべし。

第十三條 プレーヤーは正審の「ロデー」により各自その採るべき位置につき「プレー」によりゲームを開始す。

第十四條 得點は最初のサーヴィスサイドより之を數ふ。

第十五條 一ゲームの勝負は一方か早く十五點を得たる時にこれを決す、但し双方十四點宛を得たる時はその後 何れかが先に三點を勝ち得たる時勝負を決するものとす。

第十六條 勝負は五ゲームを以て試合に於ける最大限度とす、但し女子又は女子の参加する場合には三ゲームを限度とす。

第十七條 使用ラケットは一本とす。

### サーブイス

第十八條 サーブイスは腰より上部に於てなすことを許さず、これに違反せる時はフォールトとなす。

第十九條 サーブイスは之を為すの意志を以て手より鳥球を離したる時に始まり地上に落ちざる前にラケットを以て之を打ちし瞬間に終るものとす。

第二十條 サーブイスはネットに向つて右側より始め對角線上にあるサーブイス・ボックスの内に入るべく打たるものとす。

第二十一條 サーブイスはショートサーブイスラインとロングサーブイスラインと並にセンターライン及びサイドラインの中何れの個所よりするも可、但し片足たりともラインの上乃至外にある時はライン外にてサーブイスをなしたるものと看做されフォールトとなる。

第二十二條 サーブイスの順序 1 2 3 4 はコート イロニハはプレーヤー

ニ	4
ハ	3
イ	1
ロ	2

先づ1のコートより「イ」サーブを開始するとして不幸サーブイスを失敗又はサーブイスは成功せるもレシーブアーに敗れたる場合には次のサーブイスは3のコートに居る「ロ」之を行ふ、「ハ」も又「イ」同様失敗せる時は4のコートに居る「ニ」に還る、右の如く次々に失策せるとせば順序は最初より示せばコート順次の如し。

1 3 4 1 2 3 4 1 2 3 4

次に一例を示せば、今の1のコートより「イ」サーブし得點せるときは「イ」は「ロ」と入れ替りて2のコートよりサーブをなす、若しこのサーブ得點にならざりし時は次のサーブイスは反対側の3のコートに在る「ロ」之を行ふ、「ハ」のサーブイス失敗せる時は「ニ」之を行ふ、次は1のコートの者サーブイスの順となる、即ち最初はサーブイスを初めし側は一人のみサーブを行ひ反対側にサーブのうつりし後は片側必ず二人共サーブを行ひ二人共失策せる時反対側にサーブイスが移る、右(以上)の如く其後は各側必ず二人共サーブを了して後に反対側にうつるものとす。

而して反対側にサーブのうつりし時はその時のサーブイスは必ず右側より之を行ふ。

第二十三條 得點は必ずサーヴイス側のエースのみに數へらる、レシーヴァーの勝ちたる時は得點にならずしてサーヴイスの権利を得る段程とす。

第二十四條 サーヴイスは一打のみとす、但し空振からぶりの場合はサーヴイスをやり直すことを得。  
第二十五條 エースを得たる側は次のサーヴイスを得るものとす、而してサーヴイスは同一人がエースを獲て居る間は連續れんぞく之を行ふものとす。

第二十六條 次の場合はフォールトとなす。

一、サーヴイスがオーバーハンドなりし時。

鳥球を若し腰より高い處ところにて打ちたる時はオーバーハンドと看做す)

二、サーヴイスせる鳥球か違った「ハーフコート」に落ちたる場合。

三、サーザイスの終る迄サーヴァーの足がサーヴイスを為さんとするコート内に在らざる時若くはレシーヴァーの足がレシーヴァーの終る迄レシーブすべきコート内に在らざる時。

四、サーヴイスの時アムパイヤーの意見として「サーヴイス」若くは其の組む者が敵を瞞だまし若くは邪魔じやましたる時。

五、サーヴイスの時若しくは試合の最中に鳥球がライン外に落ち、ネットを潜リネット

の下を通り亦は側に居る人或は他のプレイヤーの着物に觸れたる時、鳥球のライン上に落ちたるものはセーフとす。

六、鳥球の進行中受返すべき側の者が鳥球がネットを越す前に之れを打ちたる時、但し打ちたる後にラケットがネットを越す場合は差支へなし。

註、鳥球はサーヴァーのラケットにて打たれたる時より地面、人又はプレイヤーの着物に觸れ若くフォールト及びレットの生ずる迄プレーされ居るものと看做さる

七、鳥球が進行中プレイヤーがラケットにてネット又はボールに觸れたる時。  
八、鳥球が續いて二回同じプレイヤーに依りて打たれ又はパートナーにより續いて打たれ若くは鳥球がハツキリ打たれざりし時。

九、プレイヤーが敵を妨害したる時。

十、規定第廿九條が犯されたる時。

## プレー

第二十七條 サーヴイスを決めたる後右側に居るプレイヤーが反對側の右に居るプレイヤーにサーヴイスを初むることに依り試合開始さる。

若し「レシーヴァー」が鳥球の地面に着く前に反す時はインサイドの一人に依りて返さ

れ次にアウトサイドの一人に依りてフォールトとなる迄之れを繼續す。

若しフォールトがサーヴァーの側に依りて為されたる時はサーヴァーの側はレシーヴァーとなる然し若しサーヴィスが返されず又はレシーヴァー側に依りフォールトが為されし時はサーヴァー側が一點を得。次いでサーヴァー側は互に他の半分のコートに代り其の結果サーヴァーは左側のコートより反対側の左のコートに居るプレーヤーにサーヴィスする事となる。何方かの側がインである間はサーヴィスは交互に各半分のコートから対角線上にある反対側のコートに向つて行はれ點が加へられる。レシーヴァーはレシーブするに當り必ずサーヴィスボックス内に兩足を留め、少くとも片足を地面に置くこと、萬一片足たりとも線上にあればコート外にて打ちたるものと看做す。ジャンプを許さず)サーヴィスが行はれたる後はサーヴァー及びレシーヴァーは境界線に關係無くネットを境として如何なる位置如何なるホームを採るも差支へ無し。

#### 一般規定

第二十八條 サーヴァーは相手方がレシーブの用意をする迄サーヴィスを為す事を得ず。但し相手方が若しサーヴィスを返さんとしたる時は用意したるものと看做さる。

第二十九條 サーヴァー及びレシーヴァーは各片方のコートに立つべし、而して右各プレーヤーの兩足の一部分はサーヴィスの済む迄地面に付け居る事を要す。

第三十條 サーヴィスの鳥球がネットに觸れてサーヴィスコートに達したる時はレットと成る、然し打合の最中にはこの限りに非ず、返球の時鳥球が兩側の支柱の外側を通り又は反対側コートの境界線上若くは其の内側の何れの部分に落つるも可なり。

アンバイヤーは又予期せざる空發的事故に対しレットを宣告する事を得。

第三十一條 プレーヤーが順番にあらざしてサーヴィスを為し又はコートを間違つて他のコートよりサーヴィスして得點したる時はレットとなる、但しレットの要求は次のサーヴィスの打たる、前に為さる、事を要す。

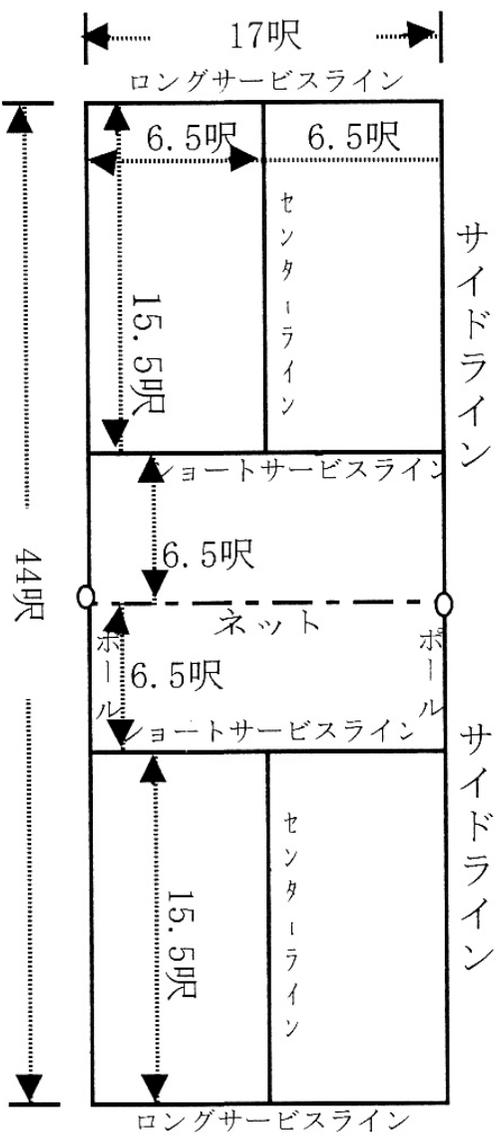
若しプレーヤーが間違つたコートに立ちてサーヴィスを受け其の方の側が點を取りし時はレットとなる。但しこの場合レットは次のサーヴィスが打たる、前に要求さる、事を要す。

註、プレーヤーが間違つてサイドを變更すべからざる時に変更し、其の間違ひが次のサーヴィスの打たる、前に發見されざる場合は其の間違ひは正當と認められレットは要求し得ず。

第三十二條 アンバイヤーはフォールト又はレットの生ぜし時プレーヤーより申出あると否とを不問之を宣言し又は點につき争を生じ之れが是非を問はれたる時には之に裁決を

与ふるの義務を有す。但しその申出は次のサーブイースの打たるゝ前に為さるゝ事を要す。  
 又アンバイヤーは必要な場合ラインキーパーを指名するの義務あり。但し主審の選ばれ  
 ある場合アンバイヤーの決定に關し規定上の疑義生ぜし時は之れが裁決に従ふ。

第三十三條 コートは次の如し。



ワンゲルス・ゲーム

第三十四條 ゲームは上記規定の適用を受く、但し以下の場合を除く。

- 1 サーブアーの得点が零の時若くは試合中に偶数の得点を為したる時にプレーヤ

一は右半分のコートのみよりサーブミスし又はレシーブし若しサーブの得点が奇数なる時にサーブは左半分のコートよりサーブミスし又はレシーブす。  
 2 両プレーヤーは得点毎に半分宛コートを代り同じプレーヤーによってレシーブされる。

### 第三十五條 婦人シングルス・ゲーム

婦人シングルス・ゲームは十一點とす、而して十點オールにてデュースとなり三點先取のもの勝ちを得るこの場合に同じ

#### 細 則

イ、サーブアーがサーブミスをして鳥球がラケットに當らざるとも失敗とならず、然し僅かなりとも羽子がラケットに觸れたるときは、それによりサーブミスが打たれたる事となりサーブミスに關する規定を適用される。

ロ、甲が乙にサーブミスせし時鳥球が乙のパートナーに當り、若くは乙のパートナーに打たれたる時は例令乙のパートナーがサーブミスコートの外に立ち居りたりと否とを不問その事により甲は得点となる。

ハ、プレーヤーが試合中に鳥球を打ち、それがグッドレターンされざる場合、又は鳥球がプ

レーヤーに當りし時は境界線の内と外を不問フォールトとなる。

ニ、サーブミスの時鳥球がネットの一部に當りたる後レシーブアーが之を打ちたる時は鳥球は正當なコートに落つべかりしものと看做し規定三十條に従ひレットとす。

ホ、サーブミスの時又は打合中鳥球がネットを越へたる後ネットに挟まり又はネットの上に乗し時はレットとす。

ヘ、打合中鳥球がネットの中若くはコートの外に落ちたる後レシーブアーがラケットにてネットを打ち又は体をネットに當てたる時は鳥球はセーフにあらざるを以て失点とならず。ト、プレーヤーとは鳥球がラケットにて打たれし時より試合を為しつゝある總ての人を云ふ。チ、プレーヤーがネットの近くにてスマツンせんとする場合、相手方は鳥球がラケットから撥ね反る時ネットの近くにてラケットを高く上ぐる事を得ず。

此の行為は第二十六條の九に依り妨害と看做さる、然しプレーヤーは自分の顔を防ぐため相手方の妨害とならざる範圍内に於てラケットを差上ぐることを得。

リ、不正打法 次の場合はフォールトとす。

一、ストロークを終る迄に鳥球がラケットに依り保たれし場合、即ち明瞭に打たる、代りにラケットに乗せて振投げられし場合。

二、鳥球の同一ヶ所が二回以上打たれし時、但し次は除外。

A 鳥球の台と羽子か同時に打たれし時。

B 鳥球がラケットの何れかの部分にて打たれたる時。

又、規定第二十六條の三はサーヴァー及びレシーヴァーのみに適用さる各パートナーは相手方を妨害せざる限り如何なる位置を取るも可なり。

以上

昭和九年三月十八日發行	
編輯兼 發行人 ナルト・スポーツ 岡藤吉 電話 長者町③二三九二番 振替 東京 六九三八九番	横濱市中区久保町池ノ上六八八 日本バドミントン協會事務所 横濱市神奈川区高島通一丁目五番地 山縣印刷所 印刷者 山縣平司 電話本局②五五〇九番
<b>非 賣 品</b>	